

	新型コロナウイルス感染症に対する練馬区方針を変更
と き	9月14日（水）決定
と ころ	練馬区役所（豊玉北6-12-1）
<p>国は、オミクロン株の特性を踏まえて、重症化リスクのある高齢者等を守ることに重点を置いて、感染拡大防止と社会経済活動の両立を図ることとし、9月8日、基本的対処方針を変更した。</p> <p>これを受け東京都は、9月13日、コロナとの共存に向けた都の方針と取組を決定した。</p> <p>区は、国および都の方針を受けて、新型コロナウイルス感染症に対する練馬区方針を変更し、9月14日以降、以下のとおり対応する。</p>	

【新型コロナウイルス感染症に対する練馬区方針】（令和4年9月14日付け）

別添のとおり

【基本的な考え方】

区民の皆様には、下記の点をお願いする。

- ・ 3密の回避、マスクの着用、手洗い、換気をはじめとした基本的な感染防止策の徹底
- ・ 積極的なワクチン接種
- ・ 感染に不安を感じた場合の検査受診
- ・ 陽性者のうち無症状の場合等には、療養期間中においてもやむを得ず外出する際の感染予防行動の徹底

区内の飲食店等のうち、都の感染防止徹底点検済証の交付を受けていない店舗については、入店案内を4人以内、滞在時間を2時間以内とし、酒類の提供は午後9時までとするようお願いする。引き続き、業種別ガイドラインの遵守をお願いする。

【問い合わせ】

練馬区 危機管理課 安全安心係 電話 03-5984-1027